

自治基本条例改正骨子（案）

【第 33 条の後にコミュニティ活動の連携について追加】

第 5 章 コミュニティ活動

1 コミュニティ活動の連携

地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うものは、それぞれの自主性により、特性をいかしながら相互に連携し、まちづくりに参加し又は協力するよう努める。

【第 6 章「区のまちづくり」として加え、以下の 1・2 の内容について追加】

第 6 章 区のまちづくり

1 区のまちづくり

1) 市は、第 13 条に規定する総合計画（基本構想）に基づき、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針を示し、区役所を拠点として、市民の参画と協働によりまちづくりに取り組むこと。

2) 市民と市長は、前項に定めるまちづくりへの取り組みにあたり、次のことに留意する。

- ①地域の情報を把握し、情報の発信とまちづくりへの活用に努める
- ②課題を的確に把握し、合意形成に努めながら迅速な解決を図る
- ③地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うものとの連携に努める

2 区の体制の整備等

市長は、区のまちづくりを推進するために必要な、区役所の体制の整備や予算の確保に努めること。